

入 札 公 告

次のとおり総合評価落札方式による一般競争入札に付します。

平成30年7月18日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
総務部長 高橋 宏昌

1. 調 達 内 容

- (1) 調達件名及び数量 海洋水産資源開発事業（海外まき網）に係る用船及び漁獲物販売委託業務
- (2) 調達仕様 入札説明書による。
- (3) 履行期間 自)平成30年9月1日
至)平成31年3月31日
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 入札金額は、用船料1ヶ月分には相当する金額を記載するこ
と。また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額（当
に当該金額の100分の8にあるときは、入札書に記した金額を切
捨てた金額）をもつて落札価格とす。その入札者、消費税、業
税及び地方消費税に係る課税契約希望金額の108分の100
に相当する金額を入札書に記載する。

2. 競 争 参 加 資 格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程（平成13年4月1日付け13水研第65号）第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成28・29・30年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等契約」の業種「その他」で「A」、「B」、「C」又は「D」いずれかの等級に格付けされている者であること。ただし、地方公共団体を除く。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づき指名停止を受けている期間中でないこと。ただし、全省庁統一資格に格付けされている場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づき指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

3. 入 札 説 明 書 等 の 交 付 方 法

競争参加希望者は、以下により入札説明書等（入札説明書の交付を受けること。入札書様式、委任状様式等）

① 直接交付 神奈川県横浜西区みなとみらい2-3-3
国立研究開発法人水産研究・教育機構
開発調査センター開発業務課支援係
電話 045-227-2728
FAX 045-227-2705

② 郵送による交付 封書に「海洋水産資源開発事業（海外まき網）に係る用船及び漁獲物販売委託業務入札説明書希望」と記入し、返信用封筒（角2）に400円切手を貼付し、上記①あて郵送のこと。

③ メールによる交付 任意書式に「海洋水産資源開発事業（海外まき網）に係る用船及び漁獲物販売委託業務入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

4. 入 札 説 明 会 の 日 時 及 び 場 所 等

仕様書等に関する質疑がある場合には、平成30年7月26日までに上記3.あてにメール（アドレスは入札説明書に記載）又はファックスにて質疑を行うこと。当日までの質疑を取りまとめ、回答は入札説明書受領者全員に対して

- (2) 公表する情報
 上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。
- ① 当機構の役員経歴者及び課長相当職以上経験者(当機構OB)の人数、職名及び当機構における最終職名
 - ② 当機構との間の取引高
 - ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
 3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
 - ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

- (3) 当機構に提供していただく情報
- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報(人数、現在の職名及び当機構における最終職名等)
 - ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

- (4) 公表日
 契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)

- (5) その他
 当機構ホームページ(契約に関する情報)に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認くださいとともに、所要情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。
 なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了解願います。

10. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文部科学大臣決定)に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」(URL: http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf)をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

公的研究費の不正防止関係書類(①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書)は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

用 船 仕 様 書

1. 調査名：海洋水産資源開発事業（海外まき網）

2. 調査目的・概要

本事業では、海外まき網漁業の漁場探索技術の高度化、漁場の効率的利用の検討および混獲削減手法開発といった調査を実施し、本漁業の国際競争力の強化と持続的な発展に資することを目的とする。

3. 調査項目

(1) 熱帯太平洋漁場でのドローンを利用した漁場探索技術高度化

ドローン（無人航空機）により効率的に魚群を探索する手法を検討する。まず、魚群探索に必要な飛行性能を有するドローンを選定し、同機の船上使用が可能となるよう仕様変更を施した上で、漁船上での離発着試験および映像伝送試験等を行い、魚群探索実証調査に向けた課題抽出を行う。

本格的な魚群探索ドローンの実証試験開始に先行して、汎用型の小型マルチコプター型ドローンを使用して上空から魚群や鳥群れなどの画像データを撮影する。ドローンの運用は乗組員と調査員が、画像データ取得及び整理は調査員が、それぞれ行う。

(2) 熱帯インド洋漁場での操業効率化

FADs に魚探ブイを装着して漂流経路における海洋環境と FADs 集魚量及び漁獲の関係を調べ、FADs の効率的な運用について検討する。操業にかかる作業全般は乗組員が、調査機材の設置回収は主として乗組員が、操業データ(操業中の漁具の状態、漁獲物の量・種類・サイズ等)の収集は乗組員及び調査員が、海洋環境データ取得及び各種データ整理は調査員が、それぞれ行う。

(3) 小型まぐろ類の混獲削減技術操業調査

大目網から小型マグロ類を逃避させることによる混獲回避効果を定量的に評価するため、小目網との比較試験を行う。操業にかかる作業全般は乗組員が、調査機材の設置回収、操業データ(操業中の漁具の状態、漁獲物の量・種類・サイズ等)及び音響データの収集は乗組員と調査員が、各種データ整理は調査員が、それぞれ行う。

(4) まき網シミュレーションの精度向上及びまき網に対する魚の行動把握

船上において実操業時におけるまき網漁具の挙動情報を取得し、シミュレーション結果の再現性を確認するとともにシミュレーションモデルの調整を行う。また、魚に計測器を装着して、操業中のまき網に対する魚の行動を把握し、水中におけるまき網漁具の挙動や網目の形状に加え、それらに対する魚の行動に関して詳細に分析し、小型魚混獲回避型漁具やより効率の高い操業方法及び漁具設計等を検討する上での基礎資料とする。操業にかかる作業は乗組員が、まき網漁具の挙動情報及び魚の行動情報取得のための計器類の装着は乗組員及び調査員が、データの取得は調査員及び乗組員が、データ整理は調査員が、シミュレーションモデルの再現性の検証及びまき網の挙動と魚の行動との関係性については調査員が、現場へのフィードバックの検討は調査員及び乗組員が、それぞれ行う。

4. 船舶要目

(1) 漁業種類：大中型まき網漁業

(2) 航海能力：45 日以上

(3) 総トン数：349 トン以上

(4) 漁労設備等：

①漁具：カツオ・マグロ用まき網 2 カ統（身網の大部分の目合が 300mm 以上のもの 1 カ統、及び 240mm 以下のもの 1 カ統。注）を保有すること。

（注）船舶の積載能力上、1 カ統のみとなる場合は、事業者が確保した留置場に 1 カ統を留置して載せ替えることも可。この場合の運送料、留置・保管に係る費用等の一切の費用は本用船契約に含む。

②漁撈設備：まき網投揚網設備一式を有すること。

(5) 付帯設備

①航海計器等：網船にGPS、プロッター、航海レーダー、海鳥レーダー、スキャニングソナー、魚群探知機、方向探知機、潮流計、デジタル水温計、風向風力計、インマルサット電話、ファクシミリ、SSB、VHFを有すること。付属船にスキャニングソナー、魚群探知機を有すること。また、イルカ型ソナーまたは計量魚群探知機を取り付けるスペースを有すること。

②調査員室：調査員がデータ処理等のために優先的に使用可能な個室、机・照明を有すること。

③冷凍設備：ブライン式冷凍設備を有し、日産 100 トン以上のブライン凍結製品を生産する能力を有すること。

④保冷設備：-30℃以下で、ブライン凍結製品を 650 トン以上保冷できること。

(6) その他

①最大搭載人員中に、その他の乗船者として 2 名以上を含めるよう所要の手続きを行うこと。

②本船は、以上の要件の他、法令で定められた設備は勿論、調査運航に支障を来さない相当の設備及び付属品を備え、かつこれらが維持管理されていること。

③女性調査員が乗船する場合は、居住環境に配慮すること。

5. 乗組員

(1) 乗組員数 20 名以上とし、漁労長、船長、一等航海士、機関長、一等機関士、二等機関士、通信長が確保されていること。

(2) 漁労長はまき網漁業の十分な知識と技量を有すること。

(3) 乗組員の過半数がまき網漁業の経験を有すること。

(4) 乗組員は身体頑健にして船上労働に耐えうる者であること。

(5) 出入港時および操業中は恒常的にヘルメットおよびライフジャケットを着用すること。

6. 用船期間及び調査日程

(1) 用船期間：

平成 30 年 9 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日

(2) 調査日程：

平成 30 年 9 月 1 日 用船開始（国内未定港）

平成 31 年 3 月 31 日 用船解除（枕崎港, 山川港または焼津港）

この間、4～6 航海を行い、水揚げはプーケット、枕崎、山川または焼津を予定。補給はプーケット等を予定。

7. 調査海域：熱帯インド洋海域および熱帯太平洋海域

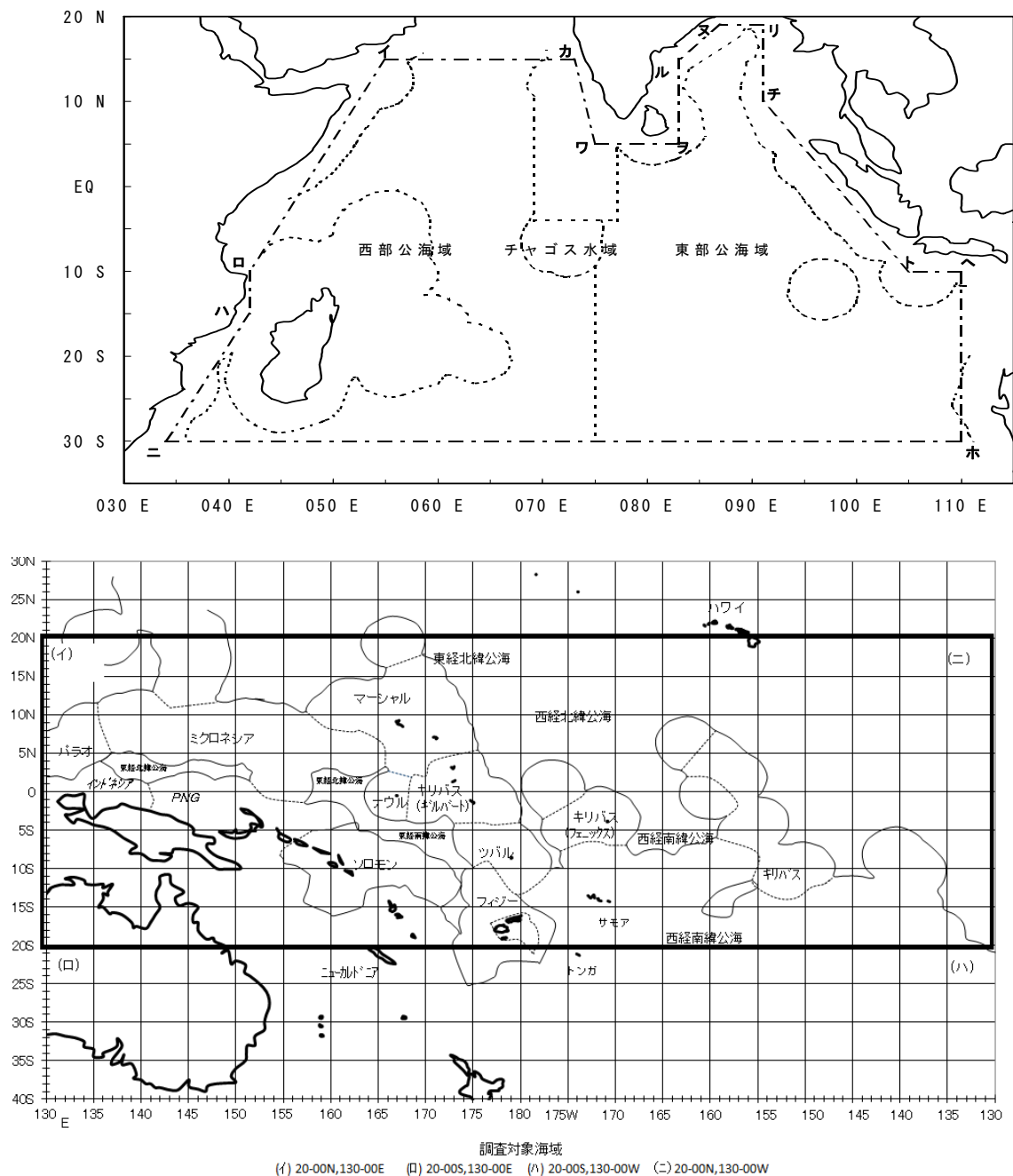


図 1 調査対象海域（熱帯インド洋）および熱帯太平洋海域

8. 担当研究所 開発調査センター

9. 船舶に搭載するコンピューターまたは乗組員の使用するコンピューター並びに電磁的記録媒体のセキュリティーチェック

- (1) 船舶に積載する一切のコンピューター及び電磁的記録媒体については、用船開始時または寄港地からの出港時にセキュリティーチェック（コンピューターウイルスの排除処理）を行うこと。
- (2) 上記(1)のチェックは、契約者または乗組員が用意した最新のウイルスに対応した検知・排除用のデータに基づいて行うか、調査員が用意するウイルスチェック用のソフトウェア（注）の何れかで行うこと。

（注）調査員は、マイクロソフト社の【Microsoft Security Essentials】を持参する予定であるが、このソフトウェアに起因する故障やデータの破損等については、一切、開発調査センターでは保障しない。したがって、契約者または乗組員がセキュリティーチェックを行うことが望ましい。

10. その他

- (1) 詳細については担当職員の指示に従い、完全に履行するものとする。
- (2) 運航に関する事項については、本仕様書に定めるもののほか、別添「調査船に関する用船仕様書」によるものとする。
- (3) 用船契約期間中に消費した燃油は当センターが別途供給するものとする。
- (4) 他の公的機関が実施する事業に参画していない者であるか、または、参画している者であっても本調査事業に参画する期間中に調整が可能である者。

漁獲物販売委託業務仕様書

1. 調査名 海洋水産資源開発事業（海外まき網）
2. 業務目的等 本業務は、国立研究開発法人水産研究・教育機構開発調査センター（以下、「センター」という。）が用船の目的である調査を実施することにより漁獲する漁獲物について、適切な販売収入を獲得するため、入札による販売の実施、水揚げ作業の調整、販売に係る諸手続き、販売結果の報告及び代金の回収に関する業務等を行う。
なお、本業務を実施する場合、第3者へ委託することを妨げない。
3. 予定水揚げ港 タイ王国プーケット港
4. 業務期間 自) 平成30年9月1日
至) 平成31年3月31日
5. 予定水揚げ数量及び主な漁獲物
予定水揚げ数量：約1,100トン
主な漁獲物：海外まき網船で漁獲した漁獲物（主にカツオ・マグロ類）
6. 手数料率 本件に係る手数料率の上限は、4.0%とする。
なお、上記の率により計算される手数料には、市場又は販売先が差し引く手数料及び同者が手配した水揚げ及び販売に係る直接経費は含まれないが、契約者が第3者に本業務の一部又は全部を委託した場合の手数料及び直接経費は全て含まれることとする。
7. 業務内容 上記5.の漁獲物販売に係る以下の業務を行うこと。なお、販売は、タイ王国外の業者に対しても可能であるが、プーケットで引渡し、その後の運送費等諸費用は、販売相手先が負担する条件で行うこと。（7.（3）の場合を除く）
 - (1) 販売先検討のための情報提供
 - ① 日本国内の主要なかつお類取引市場の市況状況について情報提供すること。
 - ② タイ王国及びその他の近隣国の市況状況、原料価格及び缶詰業者の購買動向の情報提供を行うこと。

- (2) 事前入札の実施（タイ王国又はその他の近隣国で販売する場合）
- ① センターが、タイ王国又はその他の近隣国での販売を決定した場合、当該国の複数の業者から買取価格の入札を行うこと。
 - ② 入札実施に当たっては、入港予定日、漁獲物概数明細、ハッチプラン等の必要情報の提供を行うこと。
 - ③ 漁獲物の単価向上のため、販売候補者への漁獲物（製品）のPR等を行うこと。
- (3) 国内販売のための作業（日本国内で販売する場合）
- ① センターが、日本国内の市場での販売を決定した場合は、当該市場への漁獲物搬入の連絡、入札日（せり売り日）の調整及びその他必要手続きを行うこと。
 - ② センターの指定する日本国内の市場まで、輸送の手配を行うこと。
 - ③ 国内で販売する漁獲物については、日本国の内国貨物として取り扱い、タイ王国及び日本国の関税当局への諸手続きを行うこと。
 - ④ 当該市場へ事前に漁獲物概数明細及び搬入コンテナリストを提出すること
 - ⑤ 漁獲物の単価向上のため、当該市場の仲買人への漁獲物（製品）のPR等を行うこと。
- (4) タイ王国又はその他の近隣国での水揚げ
- ① タイ王国又はその他の近隣国の水揚げ港の入港に係る諸手続きを実施すること。
 - ② タイ王国又はその他の近隣国での水揚げの立会い、漁獲物の販売相手先への引渡しの立会い又は国際輸送業務を行う者への引渡しに立ち会うこと。
- (5) タイ王国又はその他の近隣国で販売した漁獲物の検量の立会い
- タイ王国又はその他の近隣国で販売した漁獲物の検量（数量確定作業）について、その実施方法の確認、日程調整及び当該検量に立会い確定数量及び販売価格を報告すること。
- (6) 日本国内市場での販売立会い
- ① 日本国内で販売する場合、その入札（又はせり）に立ち会うこと。
 - ② 漁獲物の市場での検量作業に立会い確定数量及び販売価格を報告すること。
- (7) 漁獲物販売代金の代理受領及びセンターへの支払い
- ① 漁獲物販売代金は、受託者が代理受領すること。
 - ② タイ王国又はその他の近隣国での販売で検量確定後の販売先の加工製品

(缶詰を想定)の生産終了後に最終精算手続きが実施される場合の販売代金の送金は、邦貨で販売総額の95.0%分について、漁獲物の引き渡し後30日以内に支払うものとする。残り5.0%分については、販売先との精算手続き終了後、30日以内に支払うものとする。

また、この場合の輸出為替の予約は、検量確定日において行うものとする。

③ 受託者は、代理受領した販売代金から業務委託手数料分差し引いた額をセンター指定の口座に振り込むこと。

④ 販売代金のセンターへの振込みは、検量による販売価格確定日から30日以内とする。

(8) 諸経費の立替及び請求

本業務の実施に当たり、国外又は国内で発生する施設の使用料、通関等の手数料等については、センターに支払い期日、金額及び支払い先を連絡するか、受託者が立替後、センターに支払い請求するか何れかの方法により精算することとする。

8. その他 漁獲物の販売に係わる上記以外の業務が発生した場合及び詳細については、担当職員の指示に従うこと。